

資治通鑑 第 193 卷

【唐紀九】 起著雍困敦九月，盡重光單闕，凡三年有奇。

■唐、**突厥**突厥、統国訳漢文大成 経子史部 第 11 卷 159p

太宗文武大聖大廣孝皇帝上之中貞觀二年（戊子，628年）

【貞觀の治、益々極まる】

■九月，丙午（42-41+1=2日），初めて致仕の官をして位は本品之上に在ら令む。

■祥瑞を賀すをやめる 上は曰く、

「比 ^{このごろ}群臣を見るに屢々上表して祥瑞を賀し，夫れ家給して人足れば而して瑞無きは，堯、舜為るを ^{そこな}害わず。百姓は愁怨し而して瑞多きも，桀、紂為るを害わず。後魏之世に，吏は連理の木を焚き，白雉を煮而して之を食い，豈に至治と為すに足らん乎！」

丁未（43-41+1=3日），詔す、

「今より大瑞は表聞するを聽し，外よりの諸瑞は，所司に申べ而して已む。」

嘗て白鵠有りて巢を寢殿の槐上に構え，合歡すること腰鼓の如し，左右は賀を稱す。上は曰く、

「我は常に隋の煬帝が祥瑞を好むを笑う。（11-160p）瑞は賢を得るに在り，此れ何ぞ賀するに足らん！」命じて其の巢を毀し，鵠を野外に縦つ。

■干天で後宮三千人を出す 天に雨少なく，中書舍人の李百藥は上言す、

「往年宮人を出すと雖も，竊に聞く太上皇宮及び掖庭宮人は，用無き者は尚ほ多しと，豈に惟だ虚しく衣食を費すのみ，且つ陰氣は鬱積し，亦た早を致すに足る。」

上は曰く、

「婦人の深宮に幽閉するは，誠に愍む可しと為す。灑掃之餘は，亦た何ぞ用いる所あらんや，宜しく皆な之を出し，伉儷を求めんに任せるべし。」

是に於いて尚書左丞の戴胄、給事中の洹水（周の建徳六年に臨漳の東北界を分けて置く。魏州に属す。直隸省大名道大名県の西少南六十里、現・邯鄲市大名県）の杜正倫を遣わして掖庭西門に於いて簡びて之を出さしめ，前後出でる所は三千餘人なり。

■**突厥**突厥の為に長城を修復せず 己未（55-41+1=15日），突厥は邊を寇す。朝臣の或は古の長城（秦の蒙恬の築く所）を修めるを請い，民を發して堡障に乘らしめんとし，上は曰く、

「突厥の災異は相い仍り，頡利は懼れ而して德を修めず，暴虐は滋々甚だしく，骨肉は相い攻め，亡びるは朝夕に在り。朕は方に公の為に沙漠を掃清す，安んぞ民を勞して遠く障塞を修めるを用いん乎！」

■壬申（8+60-41+1=28日），前の司農卿の竇靜を以て夏州都督と為す。靜は司農に在り，少卿の趙元楷は善く聚斂（過酷な取り立て）し，靜は之を鄙み，官屬に對して大言して曰く、

「隋の煬帝は奢侈にして重斂なり，司農は公に非ざれば不可なり。今天子は節儉して民を愛す，公は何の用いる所ある哉！」

元楷は大いに慚じる。

■儒教の価値議論 上は王珪に問いて曰く、

「近世國を為める者は益々前古に及ばず，何ぞ也？」

對えて曰く、

「漢の世は儒術を尚^{たつと}び、宰相は多く經術の士を用い、故に風俗は淳厚なり。近世は文を重んじ儒を輕んじ、參^{まじ}えるに法律を以てし、此れ治化之益々衰える所以也。」

上は之を然りとす。

■冬，十月，御史大夫の朝政に參預する安吉襄公の杜淹は薨ず。

■ [盧祖尚の誅殺の反省] 交州都督の遂安公の壽(宗室の者)は貪を以て罪を得、上は瀛州刺史の盧祖尚が才は文武を兼ねるを以て、廉平公に直し、征して入朝せしめ、諭して以わく、

「交趾は久しく人るを得ず。須く卿は鎮撫すべし。」

祖尚は拜謝し而して出で、既に而して之を悔い、辭するに舊疾を以てす。上は杜如晦等を遣わして旨を諭して曰く、

「匹夫すら猶ほ然諾を敦くし(重んじ)、奈何ぞ既に朕に許し而るに復た之を悔やむや！」

祖尚は固く辭す。戊子(24-10+1=15日)、上は復た引見し、之を諭し、祖尚は固く執りて可からず。上は大いに怒りて曰く、

「我は人を使うに行かざれば、何を以て政を為すや！」

命じて朝堂(東西朝堂は承天門の左右にあり)に斬らしめ、尋いで之を悔いる。他日、侍臣と論ず、

「齊の文宣帝(北周初代皇帝高洋)は何如なる人や？」

と、魏徵は對えて曰く、

「文宣は狂暴なり、然るに人は之と事を争い、理屈すれば則ち之に従う。前青州長史の魏愷有り梁に使ひし還り、光州長史に除せられ、肯えて行かず、楊遵彦(楊愷の字、宰相)は之を奏す。文宣は怒り、召し而して之を責める。愷は曰く、『臣は先に大州に任じられ、使ひして還り、勞有りて過無く、更に小州を得、此れ臣が行かざる所以也。』文宣は顧みて遵彦に謂って曰く、(11-161p)『其の言は理有り、卿は之を赦せ。』此れ其の長ずる所也。」

上は曰く、

「然り。向者に盧祖尚は人臣之義を失うと雖も、朕は之を殺し亦た太暴と為す、此に由りて之を言え、文宣に如かず矣！」

命じて其の官廕を復せしむ。(子孫を廕するを得しむ、廕は庇う覆う、名誉回復と子孫の官への登用)

■ [太宗も魏徵に遠慮] 徵の狀貌は中人に逾えず、而も膽略有り、善く人主の意を回し、毎に顔を犯して苦諫す。或は上の怒りて甚だしきに逢い、徵は神色して移らず、上も亦た之が為に霽威(人主の威は雷霆よりも重し、霽は晴れわたる。霽威は猶ほ霽れるときは雷霆も亦た威を収める如きをいう)す。嘗て謁告して塚に上り、還り、上に言つて曰く、

「人は言う陛下は南山に幸せんと欲す、外に皆な嚴装し已に畢わり、而るに竟に行かざるは、何ぞ也？」

上は笑いて曰く、

「初め實に此の心有り、卿の嗔るを畏れる、故に中ごる輟める耳。」

上は嘗て佳鷓(ハイタカ)を得、自ら之を臂にす、徵の來たるを望見し、懷中に匿す。徵は事を奏すること固より久しく已まず、鷓は竟に懷中に死す。

■十一月，辛酉(57-40+1=18日)、上は園丘を祀る。(武徳元年に制し、毎年冬至に昊天上帝を園丘に祀り、景皇帝を持って配す)

■十二月，壬午(18-9+1=10日)、黃門侍郎の王珪を以て守侍中と為す。上は嘗て閒居し、珪と語り、美人有りて側に侍す、上は珪に指示して曰く、

「此れは廬江王の瑗之姫（廬江王瑗が反して死す 191 卷武徳九年にあり）也、瑗は其の夫を殺し而して之を納れたり。」

珪は席を避けて曰く、

「陛下は廬江が之を納れるを以て是と為す邪、非邪？」

上は曰く、

「人を殺し而して其の妻を取る、卿は何ぞ是非を問うや！」

對えて曰く、

「昔齊の桓公は郭公之亡びる所以は、善を善とし而るに用いる能わざるに由るを知り、然るに其の言う所之人を棄て、管仲は以為えらく郭公に異なる無しと。今此の美人は尚ほ左右に在り、臣は以為えらく聖心之を是とする也。」（齊の桓公は郭氏の廢墟を過ぎ、父者に問いて曰く、郭は何の故に亡びしかと。對えて曰く、善を善とし、悪を悪とせりと。公曰く、子の言の若くば、何ぞ亡びるに至らんと。對えて曰く、善を善とすれども用いる能わず、悪を悪とすれども去る能わず、此れ其の亡びし所以なりと）

上は悦び、即ち之を出だし、其の親族に還す。

■ **[諫言を入れるは難し]** 上は太常少卿の祖孝孫をして宮人に音樂を教え使め、旨に稱わず、上は之を責める。溫彦博、王珪は諫めて曰く、

「孝孫は雅士なり、今乃ち之をして宮人に教え使め、又た従い而して之を譴める、臣は竊に以為えらく不可なり。」

上は怒りて曰く、

「朕は卿等を腹心に置き、當に忠直を竭して以て我に事えるべし、乃ち下に附きて上に罔う、孝孫の為に遊説する邪？」

彦博は拜謝す。珪は拜せず、曰く、

「陛下は臣を責めるに忠直を以てす、今臣の言う所は豈に私曲ならん邪！此れ乃ち陛下臣に負くなり、臣は陛下に負くに非ず。」

上は默然とし而して罷む。明くる日、上は房玄齡に謂って曰く、

「古より帝王は諫めを納れること誠に難し、朕は昨に溫彦博、王珪を責め、今に至り之を悔める。公等は此が為に言を盡くさざる勿かれ也。」

■ **[県令の推薦命令]** 上は曰く、

「朕が為に民を養う者、唯だ都督、刺史に在り、朕は常に其の名を屏風に疏し、坐臥して之を觀、其の官に在りて善惡之跡を得れば、皆な名下に注（注釈）し、以て黜陟に備える。縣令は尤も民に親しむと為す、擇ばざる可からず。」

乃ち内外五品已上に命じて、各々縣令に為るに堪える者を（11-162p）舉げ、名を以て聞せしむ。

■ **[謀反密告の奴は斬れ]** 上は曰く、

「比 ^{このごろ} 奴の其の主の反するを告げる者有り、此れ弊事なり。夫れ謀反は獨り為す能わず、必ず人と之を共にし、何ぞ發せざるを患えん、何ぞ必ずしも奴をして告げ使む邪！今より奴の主を告げる者有れば、皆な受ける勿れ、仍って之を斬るべし。」

■ **[突厥]** **[西突厥の統葉護可汗は殺され、大分裂]** 西突厥の統葉護可汗は其の伯父の殺す所と為る。伯父は自立し、是を莫賀咄侯屈利俟昆可汗と為す。國人は服さず、弩矢畢部は泥孰莫賀設を推して可汗と為

し、**泥孰**は可からず。**統葉護**之子の**啞力特勒**は**莫賀咄**之禍いを避け、亡げて康居(サマルカンド)に在り、**泥孰**は迎え而して之を立て、是れ**乙昆鉢羅肆葉護可汗**と為し、**莫賀咄**と相い攻め、兵を連ねて息まず、俱に遣使して來たりて婚を請う。上は許さず、曰く、

「汝の國は方に亂れ、君臣は未だ定まらず、何ぞ婚を言うを得んや！」

且つ論ずるに各々部分を守るを以てし、復た相い攻める勿れと。是に於いて西域の諸國及び敕勒の先に西突厥に役屬する者は皆な之に叛す。

■**突厥** **[俟斤夷男は入貢す]** 突厥の北邊の諸姓は多く**頡利可汗**に叛きて薛延陀に歸し、共に其の**俟斤夷男**を推して**可汗**と為し、**夷男**は敢えて當らず。上は方に**頡利**を圖り、游擊將軍の**喬師望**を遣わして間道して冊書を繼いで**夷男**を拜して**真珠毘伽可汗**と為し、賜わるに鼓纛を以てす。**夷男**は大いに喜び、遣使して入貢し、牙を大漠之郁督軍山の下に建て、東は靺鞨に至り、西は西突厥に至り、南は沙磧に接し、北は俱倫水に至る。回紇、拔野古、阿跌、同羅、僕骨、**[雨習]**の諸部落は皆な焉に屬す。

太宗文武大聖大廣孝皇帝上之中貞觀三年(己丑、629年)

■春、正月、戊午(6+60-39+1=28日)、上は太廟を祀る。癸亥(59-39+1=21日)、東郊に耕藉(藉田を耕す)す。

■**[裴寂の失脚、流罪、入朝]** 沙門の**法雅**は妖言に坐して誅せらる。司空の**裴寂**は嘗て其の言を聞き、辛未(7+60-39+1=29日)、**寂**は坐して免官せられ、郷里に遣り還される。**寂**は京師に留まるを請い、上は之を數めて曰く、

「公の勳庸を計るに、安んぞ此に至るを得ん！直に恩澤を以て群臣の第一と為る。武徳之際に貨賂は公行し、紀綱が紊亂するは、皆な公之由也、但だ故舊を以て法を盡くすに忍びず。歸りて墳墓を守るを得れば、幸いは已に多し矣！」

寂は遂に蒲州(本は蒲州桑泉の人)に歸る。未だ幾くもなくして、又た狂人の**信行**が、

「**寂**に天命有り」

と言ひ、**寂**は以て聞せざるに坐し、死に當り、靜州(武徳四年に始安郡の龍平・豪靜・蒼梧を以て靜州靜平郡を置く)に流される。會々山羌(山蠻に作るべし)は亂を作し、或は言う、

「**寂**を劫かして主と為さん。」

上は曰く、

「**寂**は當に死すべし、我が之を生かし、必ず然らざらん也。」

俄に**寂**が家僮を帥いて賊を破るを聞く。上は其の佐命之功を思い、征して入朝せしめ、會々卒す。

■**[房玄齡・杜如晦・魏徵の体制]** 二月、戊寅(26-8+1=19日)、**房玄齡**を以て左僕射と為し、**杜如晦**を右僕射と為し、尚書右丞の**魏徵**を以て秘書監を守り(11-163p)、朝政に參預せしむ。

■三月、己酉(45-38+1=8日)、上は系囚を録す。**劉恭**なる者有り、頸に「勝」文有り、自ら云う、

「當に天下に勝つべし、」

是に坐して獄に繋がる。上は曰く、

「若し天が將に之を興さんとすれば、朕の能く除く所に非ず。若し天命無ければ、『勝』文は何をか為さん！」

乃ち之を釋す。

■ **【房玄齡・杜如晦に人材登用命ず】** 丁巳（53-38+1=16日）、上は房玄齡、杜如晦に謂って曰く、

「公は僕射と為り、當に廣く賢人を求め、才に隨いて任を授けるは、此れ宰相（左右僕射は左右丞相の職、六官を総領し百揆を紀綱するを掌る）之職也。^{このごろ}比聞く辭訟を聽受し、日々給するに暇あらずと、安んぞ能く朕を助けて賢を求めん乎！」

因りて敕す、

「尚書の細務は左右丞に屬し、唯だ大事の應に奏するべき者は、乃ち僕射に關せしむ。」

■ **【杜玄齡謀り杜如晦が決す】** 玄齡は吏事に明達し、輔けるに文學を以てし、夙夜心を盡くし、惟だ一物も所を失うを恐れる。法を用いること寛平なり、人の善有るを聞き、己之有るが若く、備わるを求めを以て人を取らず、己の長を以て物を格せず。杜如晦と與に士類を引き抜き、常に及ばざるが如し。台閣の規模に至りては、皆な二人の定める所なり。上は毎に玄齡と事を謀り、必ず曰く、

「如晦に非ざれば決する能わず。」

如晦の至るに及び、卒に玄齡之策を用いる。蓋し玄齡は善く謀り、如晦は能く斷ずるが故也。二人は深く相い得、同心して國に徇い、故に唐の世は賢相を稱する者、房、杜を推す焉。玄齡は寵待を蒙ると雖も、或は事を以て譴せられ、輒ち累日朝堂に詣り、稽顙して罪を請い、恐懼して容れる所無きが若し。

■ **【宰相の房玄齡は国史編纂】** 玄齡は國史を監修（唐以後宰相が国史編纂）し、上は之に語りて曰く、

「^{このごろ}比《漢書》を見るに《子虛》、《上林賦》を載せ、浮華にして用無し。其の上書して事を論じ、詞理切直なる者は、朕は從い從わざると、皆な當に之を載すべし。」

■ **【太宗は太極殿に移る】** 夏、四月、乙亥（11-7+1=5日）、上皇は徙りて弘義宮（唐会要に武徳五年に弘義宮を営む。李淵が功ある李世民の為に作るも、讓位後山林の勝景有るを以て雅より之を好み、遂に徙りて居る）に居り、更めて大安宮と名づける。上は始めて太極殿（李淵が空け渡す）に御し、侍臣に謂って曰く、

「中書、門下は、機要之司なり、詔敕は不便なる者有れば、皆な應に論執すべし。^{ちかごろ}比來唯だ順從を略、違異を聞かず。若し但だ文書を行うのみならば、則ち誰か為す可からず、何ぞ必ずしも才を擇ばん也！」

房玄齡等は皆な頓首して謝す。故事に、凡そ軍國の大事は、則ち中書舍人が各々所見を執り、其の名を雜署し、之を五花判事と謂う。中書侍郎、中書令は之を省審し、給事中、黃門侍郎は之を駁正す。上は始めて舊制を申明し、是に由りて敗事有ること鮮し。

■ **【馬周の拔擢登用】** 荏平（唐は博州に屬す、山東省東臨道荏平県、現・聊城市荏平區）人の馬周は、客して長安に遊び、中郎將（正四品下）の常何之家に捨す。六月、壬午（18-6+1=13日）、早を以て、文武官に詔して得失を極言せしむ。何は武人にして學ばず、言う所を知らず、周は之に代わりて便宜二十餘條を陳ず。上は其の能を怪しみ、以て何に問い、對えて曰く、

「此れ臣の能くする所に非ず、家客の馬周は臣が為に草を具する耳。」

上は即ち之を召す。未だ至らず、遣使して督促する者は數輩。（11-164p）謁見するに及び、語を與え、甚だ悦び、門下省に直せ令め、尋いで監察御史に除し、使いを奉じて旨に稱う。上は常何を以て人を知ると為し、絹三百匹を賜る。

■ 秋、八月、己巳（5-5+1=3日）朔、日之を食する有り。

【突厥の鳴動に対処】

■ **【突厥】** **【突厥は唐に和を請う】** 丙子（12-5+1=8日）、薛延陀の毘伽可汗は其の弟の統特勒を遣わして入貢せしめ、上は賜わるに寶刀及び寶鞭を以てし、謂って曰く、

「卿の所部に大罪有る者は之を斬るべし、小罪ある者は之を鞭つべし。」

夷男は甚だ喜ぶ。突厥の頡利可汗は大いに懼れ、始めて遣使して臣と稱し、公主に尚し、婿の禮を修めんと請う。

■**突厥** **[突厥討伐軍]** 代州都督の張公謹は突厥の取る可き之狀を上言し、以為く、

「頡利は欲を縦にし暴を逞くし、忠良を誅し、奸佞をな暱むは、一也。薛延陀等の諸部は皆な叛ず（前卷前年に突厥に反す）は、二也。突利（前卷二年に罪を得る）、拓設（阿史那社爾・欲谷設と分けて敕勒の諸部を総べる）、欲谷設（回紇に破られる）は皆な罪を得、自ら容れる所無しは、三也。塞北は霜早く、餼糧乏絶すは、四也。頡利は其の族類を疏んじ、諸胡を親委し、胡人は反覆し、大軍一たび臨めば、必ず内變を生じるは、五也、華人は北に入り（隋末の戦乱に流出）、其の衆は甚だ多く、このころ比 聞くに所在は嘯聚し、山險に保據すと、大軍は塞を出でれば、自然に（華人だから唐に）響應せんは、六也。」

上は頡利可汗が既に和親を請い、復た梁師都を援ける（前卷前年にあり）を以て、丁亥（23-5+1=19日）、兵部尚書の李靖に命じて行軍總管と為し之を討たしめ、張公謹を以て副と為す。

■**突厥** 九月、丙午（42-35+1=8日）、突厥の俟斤九人は三千騎を帥いて來降す。戊午（54-35+1=20日）、拔野古、僕骨、同羅、奚の酋長は並せて衆を帥いて來降す。

■**突厥** 冬、十一月、辛丑（37-34+1=4日）、突厥は河西を寇し、肅州（武徳二年に甘衆の福祿・瓜州の玉門を分けて肅州酒泉郡を置く、現・甘肅省酒泉市肅州区）刺史の公孫武達、甘州刺史の成仁重は與に戦い、之を破り、捕虜は千餘口あり。

■ **[李大亮は忠直]** 上は遣使して涼州に至らしめ、都督の李大亮は佳鷹有り、使者は大亮を諷し之を獻ぜ使め、大亮は密に表して曰く、

「陛下は久しく畋遊を絶つ、而るに使者は鷹を求める。若し陛下之意ならば、深く昔の旨（畋遊を絶つ）に乖かん。如し其の自ら擅にすれば、乃ち是れ使いは其の人に非ず（使者人選の間違ひの意味）。」

癸卯（39-34+1=6日）、上は侍臣に謂って曰く、

「李大亮は忠直と謂う可し。」

手詔して褒美し、賜るに胡瓶（胡製の瓶。旧唐書李大亮傳に、帝は詔して曰く、今卿に胡瓶一枚を賜る。千鎰の重き無しと雖も、乃ち朕が自ら用いる物なり）及び荀悅の《漢紀》（叙致既に明かに、論議深博にして、治を為すの體を極め、君臣の義を盡す。今以て卿に賜る。宜しく尋閱を加えるべし）を以てす。

■**突厥** **[李世勣らの突厥討伐]** 庚申（56-35+1=22日）、并州都督の李世勣を以て通漢道（通漢道に作るべし）行軍總管と為し、兵部尚書の李靖を定襄道行軍總管と為し、華州刺史の柴紹を金河道行軍總管と為し、靈州（新唐書帝紀には營州とある）大都督の薛萬徹を暢武道（地名に非ず。營州は東胡に辺す。故に萬徹夜に命じて總管と為し、之をして威武を宣暢せしめ、美名を以て之ほ寵するなり）行軍總管と為し、衆は合わせて十餘萬、皆な李靖の節度を受け、（11-165p）分道して出でて突厥を撃たしむ。

■**突厥** 乙丑（1+60-35+1=27日）、任城王の道宗は突厥を靈州に撃ち、之を破る。

■**突厥** **[突利可汗入朝]** 十二月、戊辰（4-4+1=1日）、突利可汗は入朝し、上は侍臣に謂って曰く、

「往者に太上皇（184卷隋の恭帝義寧元年六月にあり）は百姓之故を以て、突厥に臣を稱し（ここで李淵が突厥に臣を稱すると白状）、朕は常に心を痛む。今單于は稽顙す、庶幾わくは前恥を雪ぐ可からん。」

■**靺鞨** **[靺鞨入朝]** 壬午（18-4+1=15日）、靺鞨は遣使して入貢し、上は曰く、

「靺鞨は遠く來たるは、蓋し突厥の已に服せる之故也。昔人は謂えらく戎を御ぐに上策無しと（嚴尤は王莽を諫めて曰く、匈奴は害を為すこと従つて來る所久し。周・秦・漢は之を征す、皆未だ上策を得る者有らざるなり。周は中策を得、漢

は下策を得、秦は策無しと)、**朕**は今中國を治安し、而して四夷は自ら服す、豈に上策に非ず乎！」

■ **[杜如晦は疾]** 癸未 (19-4+1=16日)、右僕射の**杜如晦**は疾を以て位を遜り、**上**は之を許す。

■ **乙酉** (21-4+1=18日)、**上**は給事中の**孔穎達**に問いて曰く、

「《論語》(泰伯傳にあり)に『能を以て不能に問い、多を以て寡に問い、有れども無きが若し、實つるとも虚しきが若し。』何の謂いぞ也？」

穎達は具に其の義を釋して以て對え、且つ曰う、

「獨り匹夫のみ是くの如くに非ず、**帝王**も亦た然り。**帝王**は内は神明に蘊(つ)み、外は當に玄默すべし、故に《易》に稱す、『蒙を以て正を養い(聖の功なり)、明夷を(君子)以て衆に蒞(のぞ)む(晦きを用いて明らかなり)。』若し位は尊極に居り、聰明を炫耀し、才を以て人を陵ぎ、非を飾り諫めを拒げば、則ち下情は通じず、亡を取る之道也。」

上は深く其の言を善しとす。

■ **[突厥]** 庚寅 (26-4+1=23日)、突厥の**郁射設**は所部を帥いて來降す。

■ **[東謝南謝の來朝]** 閏月、丁未 (43-33+1=11日)、東謝(東謝蠻は貴州省東南部の三都水族自治県、榕江・雷山台江県等、前漢末年の牂柯大姓謝氏の後裔)の酋長の**謝元深**、南謝(隋の牂柯郡の地に在り、南百里に桂領関あり)の酋長の**謝強**は來朝す。諸謝は皆な南蠻の別種なり、黔州之西に在り。詔して東謝を以て應州と為し、南謝を莊州と為し、黔州(秦の黔中郡。後周の建徳三年に置く。貞觀三年に州治を涪陵江東、彭水の東に移す。四川省東川道彭水県、現・重慶市彭水県)都督に隸す。

■ **[王会図の制作]** 是の時遠方の諸國の來朝貢する者は甚だ衆く、服裝は詭異なり、中書侍郎の**顏師古**は圖寫して以て後に示すと、《王會圖》を作るを請い、之に従う。

■ **[続々周辺民族の朝貢]** 乙丑 (2+60-33+1=30日)、牂柯(昆明の東九百里、牂柯蠻國。其の王を鬼王と稱す。其の別帥を羅殿王という)の酋長の**謝能羽**及び充州蠻(牂州の北120里に別部有り)は入貢し、詔して牂柯を以て牂州と為す。党項(黨頃×)の酋長の**細封步頼**は來降し、其の地を以て軌州と為す。各々其の酋長を以て刺史と為す。党項の地は三千里に亙り、姓別に部を為し、相い統壹せず、**細封氏**、**費聽氏**、**往利氏**、**頗超氏**、**野辭氏**、**旁當氏**、**米擒氏**、**拓跋氏**は、皆な大姓也。**步頼**は既に唐の禮する所と為り、餘部は相い繼いで來降し、其の地を以て岷、奉、巖、遠四州と為す。

■ **[中国人120万人帰還]** 是の歲、戸部は奏す、

「中國の人は塞外より歸り、及び四夷の前後降附する者は、男女(男子×)一百二十餘萬口あり。

■ **[權萬紀の奏を採用せず]** **房玄齡**、**王珪**は内外の官考(官の成績を調査し等級を定める、人事考課)を掌り、治書侍御史の萬年の**權萬紀**は其の平かならずを奏し、**上**は**侯君集**に命じて之を推せしむ。**魏徵**は諫めて曰く、

「**玄齡**、**珪**は皆な朝廷の舊臣なり、素より忠直を以て**陛下**の委ねる所と為り、考する所は既に多く、其の間能く一二人の當たらざる無し！(11-166p) 其の情を察するに、終に阿私するに非ず。若し其の事を推得すれば、則ち皆な信ず可からざるなり、豈に復た重任に當たるを得んや！且つ**萬紀**は比來恆に考堂に在り、曾て駁正無し。身考するを得ざるに及び、乃ち始めて論を陳ず。此れ正に**陛下**之怒りを激せんと欲し、誠を竭し國に徇うに非ざる也。之を推して實を得使むとも、未だ朝廷に裨益(利益)するに足らず。若し其れ本虚ならば、徒らに**陛下**が大臣に委任する之意を失わん。臣が愛む所の者は治體なり、敢えて苟くも二臣に私するに非ず。」

上は乃ち釋して問わず。

■ **[四海之主の自覚]** 濮州刺史の**龐相壽**は貪汚に坐して解任せられ、自ら陳ず、

「嘗て秦王の幕府に在り」

と、上は之を憐み、舊任に還るを聽さんと欲す。魏徵は諫めて曰く、

「秦府の左右は、中外甚だ多く、恐らくは人人は皆な恩私を恃み、善を為す者をして懼れ使むに足(是×)らん。」

上は欣然として是を納れ、相壽に謂って曰く、

「我は昔秦王為り、乃ち一府之主なり。今大位に居り、乃ち四海之主なり、獨り故人に私するを得ず。大臣の執る所は是くの如し、朕は何ぞ敢て違わん！」

帛を賜いて之を遣る。相壽は流涕し而して去る。

太宗文武大聖大廣孝皇帝上之中貞觀四年（庚寅，630年）

■**突厥** [突厥を定襄に破る] 春，正月，李靖は驍騎三千を帥いて馬邑より進みて惡陽嶺（定襄の故城の南）に屯し，夜定襄（朔州の馬邑郡は善陽県に治す。漢の定襄県の地。山西省雁門道朔県、現・忻州市定襄県）を襲い，之を破る。突厥の頡利可汗は靖が猝に至るを意わず，大いに驚きて曰く、

「唐は國を傾け而して來たらず，靖は何ぞ敢て孤軍此に至るや！」

其の衆（從×）一日數々驚く，乃ち牙を磧口（大磧の口）に徙す。靖は復た謀を遣わして其の心腹を離さしめ，頡利の親する所の康蘇密は隋の蕭后及び煬帝之孫の政道を以て來降す。乙亥（11-3+1=9日），京師に至る。是より先，降胡の、

「中國の人或は潛に書啟を蕭后に通じる」。

と言う者有り、是に至り，中書舍人の楊文瓊は之を鞠せんと請い，上は曰く、

「天下は未だ定まらず，突厥は方に強く，愚民は知る無く，或は斯の事有らん。今天下は已に安んじ，既往之罪は，何ぞ問うを須いん也！」

■**突厥** [突厥を雲中に破る] 李世勣は雲中（雲中郡は雲中県に治す、綏遠特別区域托克托県、東八十里に盛樂城あり、現・内モンゴル自治区フフホト市托克托県）に出で，突厥と白道（綏遠特別区域歸綏県の北、現・フフホト市玉泉区）に戦い，大いに之を破る。

■二月，己亥（35-32+1=4日），上は驪山の温湯（華清池）に幸す。

■**突厥** 甲辰（40-32+1=9日），李靖は突厥の頡利可汗を陰山に破る。

■**突厥** [頡利の詐りの降伏、徹底的に追う] 是より先，頡利は既に敗れ，鐵山（陰山の北）に竄れ，餘衆は尚ほ數萬あり。執失思力を遣わして入見せしめ，謝罪し，國を擧げて内附し，身自ら入朝するを請う。上は鴻臚卿の唐儉等を遣わして之を慰撫せしめ，又た李靖に詔して兵を將いて頡利を迎えしむ。頡利は外には卑辭を為し，内には實は猶豫し，草青く馬肥えるを俟ち，亡げて漠北に入らんと欲す。靖は兵を引いて李世勣と白道に會し，相い與に謀りて曰く、

「頡利は敗れると雖も，其の衆は猶ほ盛んなり，若し走りて磧北に度り，九姓（新唐書回鶻傳に九姓有り、この時は拔野古・延陀・回紇の属をいう）に保依すれば，道は阻にして且つ遠く（11-167p），之を追うは及び難し。今詔使は彼に至り，虜は必ず自ら寛くせん，若し精騎一萬を選び，二十日糧を繼ぎ往きて之を襲えば，戦わずして擒となす可し矣。」

其の謀を以て張公謹に告げ，公謹は曰く、

「詔書は已に其の降を許す，使者は彼に在り，奈何して之を撃つや！」

靖は曰く、

「此れ**韓信**の齊を破る所以也（漢は酈食其を派遣して齊と和議を結び、韓信は其の備え無きに乗じて之を襲い破る。酈食其は茹で釜にされる）。**唐儉**の輩は何ぞ惜しむに足らん！」

遂に兵を勒して夜發し、**世勣**は之に繼ぎ、軍は陰山に至り、突厥千餘帳と遇い、俘にして以て軍に隨う。

頡利は使者を見、大いに喜び、意は自ら安す。**靖**は武邑（前漢に信都に属す。後漢に安平に属す。晋には武邑郡に属し、北齊は廢す。隋の開皇六年に復た置き、冀州に属す。直隸省大名道武邑県、現・河北省衡水市武邑県）の**蘇定方**（後に百濟・高句麗遠征に功あり）をして二百騎を帥いて前鋒と為さしめ、霧に乗り而して行き、牙帳を去ること七里、虜は乃ち之を覺る。**頡利**は千里馬に乗りて先ず走り、**靖**の軍は至り、虜衆は遂に潰える。**唐儉**は身を脱して歸るを得る。**靖**は斬首すること萬餘級、男女十餘萬を俘とし、雜畜數十萬を獲、隋の**義成公主**（隋出身で、突厥から唐に策動の張本人）を殺し、其の子の**疊羅施**を擒とす。**頡利**は萬餘人を帥いて磧を度らんと欲し、**李世勣**は磧口に軍し、**頡利**は至り、度るを得ず、其の大酋長は皆な衆を帥いて降り、**世勣**は五萬餘口を虜とし而して還る。地を斥くこと陰山より北に大漠に至り、露布して以て聞す。

■丙午（42-32+1=1 1日）、上は宮に還る。

■**突厥**甲寅（50-32+1=1 9日）、突厥に克つを以て天下に赦す。御史大夫の**溫彥博**を以て中書令と為し、守侍中の**王珪**を侍中と為す。守戸部尚書の**戴胄**を戸部尚書と為し、朝政に參預せしむ。太常少卿の**蕭瑀**を御史大夫と為し、宰臣と朝政に參議せしむ。

■**突厥**三月、戊辰（4-2+1=3日）、突厥の夾畢特勒の**阿史那思摩**を以て右武修大將軍と為す。

■**太宗は天可汗とならず** 四夷の君長は闕に詣りて上に**天可汗**と為るを請い、上は曰く、「我は**大唐天子**と為り、又た下に**可汗**の事を行わん乎？」

群臣及び四夷は皆な萬歳を稱す。是の後に璽書を以て西北の君長に賜い、皆な**天可汗**と稱す。

■**突厥**庚午（6-2+1=5日）、突厥の**思結俟斤**は衆四萬を帥いて來降す。

■**突厥**丙子（12-2+1=1 1日）、**突利可汗**（去年十二月に來奔）を以て右衛大將軍、北平郡王と為す。

■**突厥**「**頡利可汗を遂に捕虜とする**」初め、**始畢可汗**は啟民の母の弟の**蘇尼失**を以て**沙鉢羅設**と為し、部落五萬家を督せしめ、牙は靈州の西北に直る。**頡利**の政の亂れるに及び、**蘇尼失**の所部は獨り攜貳せず。**突利**之來奔する也、**頡利**は之を立てて小可汗と為す。**頡利**の敗走するに及び、往きて之に依り、將に吐谷渾に奔らんとす。大同（黄河の東濡に古の大同城有り。綏遠特別区域烏喇特旗の西北、現・巴彥淖爾市烏喇特旗、バヤンノール市）道行軍總管の任城王の**道宗**は兵を引いて之に逼り、**蘇尼失**をして**頡利**を執り送らしむ。**頡利**は數騎を以て夜走り、荒谷に匿る。**蘇尼失**は懼れ、馳せて追いて之を獲る。庚辰（16-2+1=1 5日）、行軍副總管の**張寶相**は衆を帥いて**沙鉢羅**の營を奄至し、**頡利**を俘として京師に送り、**蘇尼失**は衆を擧げて來降し、漠南之地は遂に空し。

■**杜如晦は薨ず** 蔡成公の**杜如晦**は疾篤く、上は太子を遣わして疾を問わしめ、又た自ら臨みて之を視る。甲申（20-2+1=1 9日）、薨ず。上は佳物を得る毎に、輒ち**如晦**を思い、遣使して其の家に賜る。之久しく、語りて**如晦**に及べば、（11-168p）必ず流涕し、**房玄齡**に謂って曰く、

「公は**如晦**と同じく**朕**を佐け、今獨り公を見、**如晦**を見ず矣！」

■**突厥**「**頡利可汗の命を助ける**」突厥の**頡利可汗**は長安に至り、夏、四月、戊戌（34-31+1=4日）、上は順天樓（順天門樓、皇しるの南面中門）に御し、盛んに文物を陳ね、**頡利**を引見し、之を數めて曰く、

「汝は父兄之業に藉り、淫虐を縱にして以て亡を取る、罪の一也。數々我と盟い而るに之に背く、二也。強を恃みて戦いを好み、骨を暴すこと莽の如し、三也。我が稼穡を蹂み、我が子女を掠むるは、四也。我

が汝の罪を宥し、汝の社稷を存すれども、而るに遷延して來たらず、五也。然れども便橋（191 卷高祖武徳九年にあり）より以來、復た大いに入りて寇を為さず、是を以て死せざるを得る耳。」

頡利は哭謝し而して退く。詔して太僕に館し、厚く之に廩食せしむ。

■**突厥** **〔李淵は突厥に勝利の大祝宴〕** 上皇は頡利が擒となるを聞き、歎じて曰く、

「漢の高祖は白登に困しみ、報いる能わず。今我が子は能く突厥を滅ぼす、吾は托付人を得たり、復た何をか憂えん哉！」

上皇は上を召し貴臣十餘人及び諸王、妃、主と凌煙閣に酒を置き、酒酣にして、上皇は自ら琵琶を弾き、上は起ちて舞い、公卿は迭たがいに起ちて壽を為し、夜に逮および而して罷む。

■**突厥** **〔突厥滅亡後の処置の議論〕** 突厥は既に亡び、其の部落の或は北して薛延陀に、或は西に西域に奔り、其の唐に降る者は尚ほ十萬口あり、群臣に詔して區處之宜を議せしめ。朝士は多く言う、

「北狄は古より中國の患いとなり、今幸に而して破れ亡び、宜しく悉く之を河南の兗、豫（禹迹の九州の大界をいう）之間に徙すべし、其の種落を分け、州縣に散居せしめ、之に耕織を教え、以て胡虜を化して農民と為す、永く塞北之地を空しくす可からん。」

中書侍郎の**顏師古**は以為く、

「突厥、鐵勒は皆な上古の臣とする能わざる所、陛下は既に得而して之を臣とす、請う皆な之を河北に置き、分けて酋長を立て、其の部落を領せしめん、則ち永永患い無からん矣。」

禮部侍郎の**李百藥**は以為く、

「突厥は一國と雲うと雖も、然るに其の種類区分は、各々酋帥有り。今宜しく其の離散に因りて、各々本部に即き署して君長と為し、相い臣屬せざるべし。縦え**阿史那氏**を存立せんと欲するも、唯だ其の本族を存（臣×）せ使む可き而して已む。國分けければ則ち弱く而して制し易し、勢い敵すれば則ち相い吞滅し難し、各々自ら保全し、必ず中國に抗衡する能わず。仍ほ請う定襄に於いて都護府を置き、其の節度を為さん、此れ安邊之長策也。」

夏州都督の**竇靜**は以為く、

「戎狄之性は、禽獸の如く有り、刑法を以て威おどす可からず、仁義を以て教える可からず、況んや彼の首丘之情は、未だ忘れ易からざる也。之を中國に置けば、損有りて益無く、恐らくは一旦變生すれば、我が王略を犯さん。其の破亡之餘に因り、施すに望外之恩を以てし、之に王侯之號を假し、妻あわずに宗室之女を以てし、其の土地を分け、其の部落を析わけるに若くは莫し。其の權をして弱く勢いをして分け使めば、羈制を為し易く、常に藩臣と為り、永く邊塞を保た使む可し。」

溫彥博は以為く、

「兗、豫之間に徙せば、則ち物性に乖違し、之を存養する所以に非ざる也。（11-169p）請う漢の建武の故事に、降る匈奴を塞下に置くに准じ、其の部落を全くし、其の土俗に順じ、以て空虚之地を實たし、中國の扞蔽と為ら使めん、策之善なる者也。」

魏徵は以為く、

「突厥は世々寇盜を為し、百姓之仇也。今幸いにも而して破亡せり、陛下は其の降附するを以て、盡く殺すに忍びず、宜しく之を縦して故土に還ら使むべし、之を中國に留める可からず。夫れ戎狄は人面獸心なり、弱ければ則ち服するを請い、強ければ則ち叛亂す、固より其の常性なり。今降る者は衆は十萬に近く、數年之後、蕃息して倍々に多くなり、必ず腹心之疾と為らん、悔る可からざる也。晉の初めに諸胡は民と中國に雜居し、**郭欽**（81 卷晋の武帝太康元年にあり）、**江統**（83 卷惠帝元康九年にあり）は、皆な**武帝**に勧めるに驅り

て塞外に出でしめ以て亂階を絶たんとし、武帝は従わず。後二十餘年にして、伊、洛之間は、遂に氍毹之域（毛衣を着る風俗の地）と為り、此れ前事之明鑒也！」

彦博は曰く、

「王者之萬物に於ける。天は覆い地は載せ、遺す所有り靡し。今突厥は窮して來たりて我に歸す、奈何して之を棄て而して受けざらん乎！孔子は曰く、『教え有り類無し。』若し其の死亡を救い、授けるに生業を以てし、之に禮義を教えれば、數年之後に、悉く吾が民と為らん。其の酋長を選び、入をして宿衛せ使めれば、威を畏れ徳を懷しみ、何の後患之れ有らん！」

上は卒に彦博の策を用い、突厥の降衆を處き、東は幽州より、西は靈州に至る。突利が故に統べる所之地を分けて、順、祐、化、長の四州都督府を置く。又た頡利之地を分けて六州と為し、左に定襄都督府（寧朔に僑置）を置き、右に雲中都督府（朔方の境に僑置）を置き、以て其の衆を統べしむ。

■**突厥** **〔突利を都督とするはお互いの為〕** 五月、辛未（7-1+1=7日）、突利を以て順州（營州の南の五柳戌に僑置）都督と為し、其の部落之官を帥い使む。上は之を戒めて曰く、

「爾の祖の啟民は身を挺して隋に奔り（178 卷隋の文帝開皇十九年にあり）、隋は立てて以て大可汗と為し、北荒を奄有し、爾の父の始畢は反して隋の患いと為る。天道は容れず、故に爾をして今日亂亡すること此くの如くなら使む。我は爾を立てて可汗と為さざる所以の者は、啟民の前事に懲りる故也。今爾に命じて都督と為す、爾は宜しく善く國法を守り、相い侵掠する勿れ、徒に中國の久しく安からんと欲するに非ず、亦た爾の宗族をして永く全から使む也！」

■**突厥** **〔阿史那思摩を優遇〕** 壬申（8-1+1=8日）、阿史那蘇尼失を以て懷德郡王と為し、阿史那思摩を懷化郡王と為す。頡利之亡びる也、諸部落の酋長は皆な頡利を棄てて來降し、獨り思摩は之に隨い、竟に頡利と俱に擒となり、上は其の忠を嘉し、右武侯大將軍に拜し、尋いで以て北開州都督と為し、頡利の舊衆を統べ使む。

■**突厥** **〔突厥は長安に萬家〕** 丁丑（13-1+1=13日）、右武衛大將軍の史大奈（元は阿史那氏、西突厥）を以て豐州（是年に突厥の降戸を以て九原郡に置く）都督と為し、其の餘の酋長の至る者は、皆な將軍、中郎將に拜し、朝廷に布列し、五品已上は百餘人、殆んど朝士と相い半ばす、因り而して入りて長安に居る者は萬家に近し。

■ **〔訴訟は太子裁決、上告制度〕** 辛巳（17-1+1=17日）、詔す、

「今より訟える者は、尚書省の判を経て服せざる有れば、東宮に於いて上啟するを聽す、太子に委ねて裁決せしむ。若し仍ほ不服ならば、然る後に聞奏すべし。」（11-170p）

■ **〔李靖の軍功を賞す〕** 丁亥（23-1+1=23日）、御史大夫の蕭瑀は李靖を劾奏す、

「頡利の牙帳を破り、軍を御するに無法なり、突厥の珍物は、虜掠して俱に盡せり、請う法司に付して推科せん。」

上は特に敕し劾すること勿からしむ。靖の入見するに及び、上は大いに責讓を加え、靖は頓首して謝す。之久しく、上は乃ち曰く、

「隋の史萬歲は達頭可汗を破る、功有りて賞せず、罪を以て戮を致す。朕は則ち然らず、公之功を録し、公之罪を赦す。」

靖に左光祿大夫を加え、絹千匹を賜わり、眞の食邑を加え前に通じて五百戸とす。未だ幾くもなくして、上は靖に謂って曰く、

「前に人有りて公を讒り、今朕の意は已に寤れり、公は以て懷と為す勿れ。」

復た絹二千匹を賜わる。

■ [林邑の無礼を相手にせず] 林邑は火珠（唐書に曰く、状は水精の如く、日午の時に珠を以て日影を受け、艾を以て之を承ければ則ち火出ずと、焦点レンズみたいなものか）を獻じ、有司は其の表の辭の順ならずを以て、之を討たんと請い、上は曰く、

「戦を好む者は亡びる、隋の煬帝、頡利可汗の如し、皆な耳目の親しく見る所也。小國は之に勝つとも武ならず、況んや未だ必ずしも可からず乎！語言之間、何ぞ意に介するに足らん！」

■ 六月，丁酉（33-30+1=4日），阿史那蘇尼失を以て北寧州都督と為し，中郎將の史善應を以て北撫州都督と為す。壬寅（38-30+1=9日），右驍衛將軍の康蘇密を以て北安州都督と為す。（この三州は順、祐、化、長の四州と共に後に省く）

■ [洛陽宮を修繕せず] 乙卯（51-30+1=22日），卒を發して洛陽宮を修め以て巡幸に備え，給事中の張玄素は上書して諫め，以為く、

「洛陽は未だ巡幸之期有らず而るに預め宮室を修めるは、今日之急務に非ず。昔漢の高祖は婁敬之説を納れ、洛陽より長安に遷り（11 卷漢の高帝五年），豈に洛陽之地は關中之形勝に及ばざるに非ざる邪！景帝は晁錯之言を用い而して七國は禍いを構える（16 卷漢景帝三年），陛下は今突厥を中國に處く，突厥之親は，七國に何如。豈に先ず憂いと為さざるを得んや，而るに宮室は遽に興こす可く，乘輿は輕々しく動く可けん哉！臣は隋氏の初め宮室を營み，近山に大木無く，皆な之を遠方より致し，二千人が一柱を曳き，木を以て輪と為し，則ち戛摩^{かつま}（摩擦）して火出で，乃ち鐵を鑄て轂（車軸）と為し，行くこと一二里にして，鐵轂（轂？）は輒ち破れ，別に數百人をして鐵轂を繼ぎ隨い而して之を易え使め，日を盡くして（終日）二三十里を行くに過ぎず，一柱之費えを計るに，已に數十萬功を用い，則ち其の餘は知る可し矣。陛下は初めて洛陽を平らげ，凡そ隋氏の宮室之宏侈なる者（189 卷高祖武徳四年）は皆な之を毀さ令め，曾ち未だ十年ならず，復た營繕を加えるは，何ぞ前日之を惡み而るに今日之に效う也！且つ以うに今日の財力は，隋の世に何如！陛下は瘡痍之人を役し，亡隋之弊を襲えば，恐らくは又た煬帝より甚だしからんや矣！」

上は玄素に謂って曰く、

「卿は我が煬帝に如かずと謂う、桀、紂に何如？」

對えて曰く、

「若し此の役息まざれば，亦た同じく亂に歸於せん耳。」

上は歎じて曰く、

「吾之を思うに熟せず，乃ち是に至る！」

顧みて房玄齡に謂って曰く、

「朕は洛陽は土の中にして，(11-171p) 朝貢の道均しきを以て，意は民に便ならんと欲し，故に之を營ま使む。今玄素の言う所は誠に理有り，宜しく即ち之が為に役を罷めん。後日或は事を以て洛陽に至り，露居すると雖も亦た傷む無き也。」

仍ほ玄素に彩二百匹を賜る。

■ 秋，七月，甲子（0-0+1=1日）朔，日之を食する有り。

■ [隋の文帝は如何] 乙丑（1-0+1=2日），上は房玄齡に問い、蕭瑀は曰く、

「隋の文帝は何如なる主ぞ也？」

對えて曰く、

「文帝は治を為すに勤め、臨朝する毎に、或は日昃に至り、五品已上は、坐を引いて事を論じ、衛士は餐を傳え而して食す（侍衛は未だ牙を下すを得ず、坐食するに違あらず、故に立駐して餐を傳えて食す）。性は仁厚に非ずと雖も、亦た勵精之主也。」

上は曰く、

「公は其の一を得、未だ其の二を知らず。文帝は不明なり而して察を喜び、不明なれば則ち照すこと通ぜざる有り、察を喜び則ち多く物を疑う。事は皆な自ら決し、群臣に任せず。天下は至廣にして、一日に萬機あり、復た神を勞し形を苦しむと雖も、豈に能く一一理に中たらんや！群臣は既に主の意を知り、唯だ決を取り成を受け、愆違有りと雖も、敢えて諫争する莫し、此れ二世にし而して亡びる所以也。朕は則ち然らず。天下の賢才を擇び、之を百官に置き、天下之事を思わ使め、宰相に關由し、便安を審熟し、然る後に奏聞す。功有れば則ち賞し、罪有れば則ち刑す、誰か敢えて心力を竭くして以て職業を修めざらんや、何ぞ天下之治まらざらんを憂えん乎！」

因りて百司に敕す、

「今より詔敕の行下して未だ便ぜざる者有れば、皆な應に執奏すべし、阿從して、己の意を盡くさざるを得る毋れ。」

■ **[太子に李綱・蕭瑀を付ける]** 癸酉（9-0+1=10日）、前太子の少保の李綱を以て太子の少師と為し、兼御史大夫の蕭瑀を以て太子の少傅と為す。（唐の東宮三少は正二品、太子教諭を掌る）

■ **[李綱も政治顧問]** 李綱は足に疾有り、上は賜わるに步輿を以てし、之をして乘りて閣下に至ら使め、數々引いて禁中に入れ、問うに政事を以てす。東宮に至る毎に、太子は親ら之を拜す。太子は事を視る毎に、上は綱をして房玄齡と侍坐せ令む。

■ **[蕭瑀は氣剛辭辯なり、協調せず]** 是より先、蕭瑀は宰相と朝政に參議し、瑀は氣剛に而して辭辯なり、房玄齡等は皆な抗する能わず、上は多く其の言を用いず、玄齡、魏徵、溫彥博は嘗て微過有り、瑀は之を劾奏し、上は竟に問わず。瑀は此に由りて怏怏として自失し、遂に御史大夫を罷め、太子の少傅と為り、復た朝政に預り聞かず。

【突厥滅亡後の西域】

■ **[突厥]** **[伊吾の地は羈縻支配]** 西突厥の種落は伊吾（漢の伊吾盧の地、大磧の外、陽關まで2730里、新疆省迪化道哈密県、現・新疆ウイグル自治区クムル市伊吾県伊吾鎮）に散在し、詔して涼州都督の李大亮を以て西北道安撫大使と為し、磧口に於いて糧を貯め、來たる者に賑給し、使者は招慰し、道に相い望む。大亮は上言す、

「遠きを懐かしむを欲する者は必ず先ず近きを安んず、中國は本根の如く、四夷は枝葉の如し、中國を疲れさせ以て四夷を奉じるは、猶ほ本根を抜いて以て枝葉を益すがごとき也。臣は遠く秦、漢を考え、近くは隋室を觀れば、外に戎狄を事とするは、皆な疲弊を致す。今西突厥を招致するは、但だ勞費を見、未だ其の益を見ず。況んや河西（河西回廊の諸国）の州縣の蕭條（物寂しい）たるや、突厥の微弱となる以來、始めて耕獲するを得る。今又た此の役を供億すれば、民は將に堪えざらん、若かず且く招慰を罷めて便と為すべし。伊吾之地は、率ね皆な沙磧なり、其の人は或は自ら君長を立て、臣と稱し内屬せんと求める者は、羈縻して之を受け、塞外に居ら使め、中國の籓蔽と為せば、此れ乃ち虚惠を施し而して實利を収める也。」
上は之に従う。

■ **[唐の官服の色規定]** 八月、丙午（42-29+1=14日）、詔して以わく、

「常服に未だ差等有らざるを以て、自今三品以上は紫を服し、四品、五品は緋を服し、六品、七品は緑を

服し、八品は青を服すべし。婦人は其の夫の色に従うべし。」(九品は浅い青)

■甲寅(50-29+1=22日)、詔して兵部尚書の**李靖**を以て右僕射と為す。靖の性は沈厚にして、時宰と参議する毎に、恂恂として言う能わざるに似たり。

■**[契丹を諸夷に派遣し説諭し内附す]**突厥は既に亡び、營州都督の**薛萬淑**は契丹の酋長の**貪没折**を遣わして東北の諸夷、奚、[雨習]、室韋等十餘部を説諭せしめ皆な内附す。萬淑は、**萬均**之兄也。

■**[突厥]****[突厥の欲谷設は來降]**戊午(54-29+1=26日)、突厥の**欲谷設**は來降す。欲谷設は、**突利**之弟也。頡利は敗れ、欲谷設は高昌に奔り、突利が唐の禮する所と為るを聞き、遂に來降す。

■**[伊吾城主は入朝]**九月、戊辰(4+60-59+1=6日)、伊吾城主は入朝す。隋末に、伊吾は内屬し、伊吾郡を置く。隋亂れ、突厥の臣となる。頡利は既に滅び、其の屬の七城を擧げて來降し、因りて其の地を以て伊西州(六年に改めて伊州とす)を置く。

■**[張儉はよく思結を慰撫]**思結(突厥に服属したチュルク鉄勒諸部族の一つ。突厥碑文のイズギルの漢字音写)の部落は饑え貧しく、朔州刺史の新豐の**張儉**は招いて之を集め、其の來たらざる者は、仍ほ磧北に居り、親屬は私に相い往還し、儉も亦た禁じず。儉が勝州都督に徙るに及び、州司は思結が將に叛せんと奏し、儉に詔して往きて之を察せしむ。儉は單騎にして其の部落に入りて説諭し、之を代州に徙し、即ち儉を以て代州都督を檢校せしめ、思結は卒に叛く者無し。儉は因りて之に田を營むを勧め、歳大いに稔る。儉は虜の蓄積多ければ、異志有るを恐れ、奏請して和糴し以て邊儲に充つ。部落は喜び、田を營むに轉た力め、而して邊の備えは實す焉。

■丙子(12+60-59+1=14日)、南蠻の地を開きて費州(貴州省鎮遠道思南県、現・銅仁市思南県)、夷州(貴州省鎮遠道鳳泉県西北、現・遵義市鳳岡県)を置く。(漢の牂柯郡の地)

■己卯(15+60-59+1=17日)、上は隴州(北魏は涇岐二州の地を分けて東秦州を置く。大統十七年に隴州、汧源県に治す、陝西省関中道隴県、現・宝鶏市隴県)に幸す。

■**[侯君集は朝政に参議]**冬、十一月、壬戌(壬辰×、58-58+1=1日)、右衛大將軍の**侯君集**を以て兵部尚書と為し、朝政に参議せしむ。

■**[背中を鞭打つの刑を中止]**甲子(60-58+1=3日)、車駕は京師に還り、上は《明堂針灸書》を讀み、云う、

「人の五藏之系は、鹹な背に附く。」

戊寅(14+60-58+1=17日)、詔して今より囚の背を笞つを得る母れ。

■十二月、甲辰(40-27+1=14日)、上は鹿苑(武徳眼下年に京兆の高陵を分けて鹿苑県を置く)に獵す。乙巳(41-27+1=15日)、宮に還る。(11-173p)

■**[高昌王の魏文泰入朝]**甲寅(50-27+1=24日)、高昌王の**魏文泰**は入朝す。西域諸國は鹹な文泰に因りて使いを遣わして入貢せんと欲す、上は文泰之臣の**厭怛紇干**を遣わして往きて之を迎えしむ。魏徵は諫めて曰く、

「昔**光武**は西域の侍子を送るを聽さず(43卷漢の光武帝建武22年)、都護を置き、以為えらく蠻夷を以て中國を勞せず。今天下は初めて定まり、前者に**文泰**之來たるや、過ぎる所(続は無し)勞費は已に甚だし、今借使十國入貢すれば、其の徒旅は千人を減ぜず。邊民は荒耗し、將に其の弊に勝えざらん。若し其の商賈の往來し、邊民と交市するを聽せば、則ち可なり矣、倘し賓客を以て之を遇すれば、中國之利に非ざる也。」時に**厭怛紇干**は已に行き、上は遽に令して之を止めしむ。

■**[王珪の人物評価にみな納得]**諸宰相は宴に侍し、上は**王珪**に謂って曰く、

「卿は識鑿精通し、復た善く談論し、**玄齡**以下、卿は宜しく悉く品藻を加えるべし、且つ自ら謂うに數子と何如？」

對えて曰く、

「孜孜として奉國し、知れば為さざる無きは、臣は**玄齡**に如かず。才は文武を兼ね、出でては將、入りては相、臣は**李靖**に如かず。敷々奏し詳明に、出納の惟れ允なるは、臣は**溫彥博**に如かず。繁に處し劇を治す、衆務畢く擧げるは、臣は**戴胄**に如かず。君の堯、舜に及ばざるを恥じ、諫争を以て己が任と為すは、臣は**魏徵**に如かず。濁るを激し清きを揚げ、惡を嫉み善を好むに至り、臣は數子に於いて、亦た微かに長ずる有り。」

上は深く以て然りと為し、衆も亦た其の確論に服す。

■ [民を治めるに易しか否や] 上之初めて即位する也、嘗て群臣と語りて教化に及び、上は曰く、

「今大亂之後を承け、恐らくは斯の民は未だ化し易からん也。」

魏徵は對えて曰く、

「然らず。久しく安き之民は驕佚なり、驕佚なれば則ち教え難し。亂を経る之民は愁苦す、愁苦すれば則ち化し易し。譬えば猶ほ饑える者は食を為し易く（孟子の言、公孫丑篇にあり）、渴する者は飲を為し易し也。」

上は深く之を然りとす。**封德彝**は之を非として曰く、

「三代以還、人は漸く澆訛（輕薄にして偽り多き也）なり、故に秦は法律に任じ、漢は霸道を雜え、蓋し化せんと欲すれども而して能わざるなり、豈に之を能くし而して欲せざらん邪！**魏徵**は書生なり、未だ時務を識らず、若し其の虚論（空論）を信じれば、必ず國家を敗らん。」

徵は曰く、

「**五帝**、**三王**は民を易えず而して化し、昔**黃帝**は**蚩尤**（神農氏の世衰え、蚩尤は暴虐を為す、黃帝は之を征し蚩尤を禽殺す）を征し、**顓頊**は九黎を誅し（少皞氏衰え、九黎は徳を亂し、顓頊は之を誅殺す）、**湯**は**桀**を放ち（成湯は桀を南巢に放つ）、**武王**は**紂**を伐ち（牧野に殺す）、皆な能く身は太平を致す、豈に大亂之後を承けるに非ず邪！若し古人は淳樸にして、漸く澆訛に至ると謂えば、則ち今日に至りては、當に悉く化して鬼魅と為るべし矣、人主は安んぞ得而して之を治めん！」

上は卒に**徵**の言に従う。

■ [四年ついに豊作で民安心す] 元年、關中は饑え、米は斗絹一匹に直う。二年、天下に蝗あり。三年、大水あり。上は勤め而して之を撫し、民は東西に食に就くと雖も、未だ嘗て嗟怨せず。是の歲、天下は大いに稔る、流散する者は鹹な郷里に歸り、米は斗（鬥×）ごとに三、四錢に過ぎず、終歲死刑を斷ずること才に二十九人。東は海に至り、南は五嶺に及（續は極）び、皆な戸を外に閉じず（扉を外より闔じず）、(11-174p) 行旅は糧を繼がず、給を道路に取る焉。上は**長孫無忌**に謂って曰く、

「貞觀之初め、上書する者は皆な云う、『人主は當に獨り威權を運らすべし、之を臣下に委ねる可からず。』又た云う、『宜しく威武を震耀し、四夷を征討すべし。』唯だ**魏徵**は、『武を偃せ文を修めれば、中國は既に安ければ、四夷は自ら服せん。』と**朕**に勧め、**朕**は其の言を用いる。今**頡利**は擒と成り、其の酋長は並せて帶刀宿衛し、部落は皆な衣冠を襲うは、**徵**之力也、但だ**封德彝**（元年に死す）をして之を見使めざるを恨むる耳！」

徵は再拜して謝して曰く、

「突厥は破滅し、海内は康寧なり、皆な陛下の威徳なり、臣は何ぞ焉に力あらん！」

上は曰く、

「朕は能く公に任じ、公は能く任ずる所にかな稱う、則ち其の功は豈に獨り朕に在らん乎！」

■房玄齡は奏す、

「府庫の甲兵を閲するに、遠く隋の世に勝らん。」

上は曰く、

「甲兵の武備は、誠に闕ける可からず。然るに煬帝の甲兵は豈に足らざらん邪！卒に天下をうしな亡うなり。若し公等が盡力すれば、百姓をして又安なら使め、此れ乃ち朕之甲兵也。」

■ 蕭瑒は蕭皇后に見えず 上は秘書監の蕭瑒（西梁の明帝蕭巋と皇后張氏之子。封臨海王）に謂つて曰く、

「卿は隋の世に在りて數々皇后（煬帝の蕭皇后は瑒の同産なり）に見える乎？」

對えて曰く、

「彼の兒女すら且つ見るを得ず、臣は何人にして、之を見るを得んや？」

魏徵は曰く、

「臣は聞く煬帝は齊王（楊暕）を信じず、恆に中使有りて之を察す、其の宴飲するを聞けば、則ち曰く、『彼は何事を營みてかを遂げ而して喜ぶを得るや！』其の憂悴を聞き、則ち曰く、『彼は他念有るが故にしか爾り。』父子之間さえ且つ猶ほ是くの如し、況んや他人を乎！」

上は笑いて曰く、

「朕は今楊政道（煬帝の孫、唐初に突厥に庇護され、隋王に立つ）を視るに、煬帝之齊王に於けるに勝るの遠し矣。」

瑒は、瑀之兄也。

■ 突厥 肆葉護は大可汗となる 西突厥の肆葉護可汗は既先可汗之子なり、衆の附く所と為る。莫賀咄可汗の所部の酋長は多く之に歸す。肆葉護は兵を引いて莫賀咄を撃ち（貞觀二年より争う）、莫賀咄の兵は敗れ、金山に逃げ、泥熟設の殺す所と為り、諸部は共に肆葉護を推して大可汗と為す。

太宗文武大聖大廣孝皇帝上之中貞觀五年（辛卯，631年）

■春，正月，僧、尼、道士に詔してして父母を拜するを致さしむ。

■癸酉（9+60-57+1=13日）、上は昆明池に大獵し、四夷の君長は鹹な従う。甲戌（10+60-57+1=14日）、高昌王文泰及び群臣と宴す。丙子（12+60-57+1=16日）、宮に還り、親ら禽を大安宮に獻ず。

■ 太宗は封禪を許さず 癸未（19+60-57+1=23日）、朝集使の趙郡王の孝恭（高祖李淵の從姪）等は上表し、四夷鹹な服するを以て、封禪（帝王が天と地に王之即位を知らせ、天下が泰平であることを感謝する儀式、歴史前72人実施と。秦始皇帝・前漢武帝・後漢劉秀・隋文帝・唐玄宗など歴史上30回ほど）せんことを請う。上は手詔して許さず。（朝集使は唐の制では、皆十月二十五日を以て京師に至り、十一月一日に戸部引見し訖り、尚書省に於いて群臣と禮見し、然る後に考堂に集まり、考績の事に応じ、元日其の貢篋を殿庭に陳ねる。この日は既にそれらの終わったあと）

■ 皇太子の冠の儀式 有司は上言す、

「皇太子は當に冠するに、二月吉を用いるべし、請う兵を造（追×）り儀仗を備えん。上は曰く、

「東作（春の農事）方に興る、宜しく改めて十月を用いるべし。」

少傅の蕭瑀は奏す、

「陰陽に據るに（11-175p）（書×）二月に若かず。」

上は曰く、

「吉凶は人に在り。若し動くこと陰陽に依り、禮義を顧ざれば、吉は得可けん乎！正に循い而して行け

ば、自ら吉と會せん。農時は最も急なり、失う可からざる也。」

■二月，甲辰（40-27+1=14日），詔す、

「諸州は京觀有る處は、新舊問う無し、宜しく悉く剷削（削平）し、土を加えて墳と為し、枯朽を掩蔽し、暴露せ令むる勿かれ。」

■〔太宗一族を王に封じる〕己酉（45-27+1=19日），皇弟の元裕を封じて鄆王と為し，元名を譙王と為し，靈夔を魏王と為し，元祥を許王と為し，元曉を密王と為す。庚戌（46-27+1=20日），皇子の愔を封じて梁王と為し，惲を郟王と為し，貞を漢王と為し，治を晉王と為し，慎を申王と為し，翬を江王と為し，簡を代王と為す。

■夏，四月，壬辰（28-26+1=3日），代王の簡は薨ず。

■壬寅（38-26+1=13日），靈州の斛薛は叛す，任城王の道宗等は追撃し，之を破る。

■〔突厥に没した人を購う〕隋末に，中國の人は多く突厥に没す，突厥の降るに及び，上は遣使して金帛を以て之を贖う。五月，乙丑（1+60-55+1=7日），有司は奏す，凡そ男女八萬口を得ると。

■〔李綱は薨ず〕六月，甲寅（50-25+1=26日），太子の少師の新昌貞公の李綱は薨ず。初め，周の齊王の憲の女は，孀居して子無し，綱は贍恤すること甚だ厚し。綱は薨じ，其の女は父の禮を以て之を喪す。

■〔高麗秋〕八月，甲辰（40-24+1=17日），遣使して高麗に詣らしめ，隋氏の戦亡の骸骨を収め，葬し而して之を祭る。

■〔權萬紀は張蘊古を死なせる〕河内の人の李好徳は心疾を得，妄に妖言を為し，詔して其の事を按ぜしむ。大理丞の張蘊古は奏す、

「好徳は疾を被ること徴（徴候）有り，法は當に坐すべからず。」

治書侍御史の權萬紀は劾奏す、

「蘊古は貫（郷籍、本貫）は相州に在り，好徳之兄の厚德は其の刺史と為り，情は阿縦に在り，事を按ずること實ならず。」

上は怒り，命じて之を市に斬らしめ，既に而して之を悔い，因りて詔す、

「今より死罪有れば，即決せ令むと雖も，仍ほ三たび覆奏して乃ち刑を行うべし。」

■〔權萬紀の失脚〕權萬紀は侍御史の李仁發と，俱に告訐を以て上に寵有り，是に由り諸大臣は數々譴怒せられる。魏徵は諫めて曰く、

「萬紀等は小人なり，大體を識らず，訐を以て直と為し，讒を以て忠と為す。陛下は其の堪える無きを知らざるに非ず，蓋し其の避忌する所無きを取り，以て群臣を警策せんと欲する耳。而るに萬紀等は恩を挾み勢いに依り，其の奸謀を逞しくし，凡そ彈射する所，皆な有罪に非ず。陛下は縦い未だ善を擧げて以て俗を厲ます能わずとも，奈何して奸を矐みて以て自ら損せん乎！」

上は默然とし，絹五百匹を賜る。之久しく，萬紀等の奸狀は自ら露わり，皆な罪を得る。

■〔洛陽宮の華美を廃棄〕九月，上は仁壽宮を修め，更に命じて九成宮と曰う。又た將に洛陽宮を修めんとし，民部尚書の戴胄は表して諫め，以わく、

「亂離甫めて爾り，百姓は凋弊し，帑藏は空虚なり，若し營造して已まざれば，公私は勞費し，殆んど堪える能わず！」

上は之を嘉して曰く、

「戴胄は我に於いて親に非ず，但だ忠直を以て國を體し，知りて言わざる無し，故に官爵を以て之に酬いる耳。」

之久しく、(11-176p) 竟に將作大匠の**竇璡**に命じて洛陽宮を修めしめ、**璡**は池を鑿ち山を築き、雕飾は華靡なり。上は遽に命じて之を毀さしめ、**璡**の官を免ず。

■ **[兔・鹿を逐うをやめる]** 冬，十月，丙午（43-23+1=2 1 日），上は兔を後苑（唐の大極殿の北に内苑有り、禁苑有り。大極宮は都城の北に居り、内苑も又宮北に在り。禁苑も又内苑の北に在り、其の周百二十里）に逐い、左領軍將軍の**執失思力**は諫めて曰く、

「天は陛下に命じ華、夷の父母と為す、奈何して自ら輕んじるや！」

上は又た將に鹿を逐わんとし、**思力**は巾を脱ぎ帶を解き、跪き而して固く諫め、上は之が為に止む。

■ **[封建制度の是非の議論]** 初め、上は群臣をして封建を議せ令め、**魏徵**は議して以為く、

「若し諸侯を封建すれば、則ち卿大夫は鹹な俸祿を資とし、必ず厚斂を致す。又た、京畿は賦税多からず、資する所は畿外なり、若し盡く以て國邑を封ずれば、經費は頓に闕けん。又た、燕、秦、趙、代は俱に外夷を帶び、若し警急有れば、兵を追い内地は、以て奔り赴くこと難し。」

禮部侍郎の**李百藥**は以為く、

「運祚（天命により帝位に即事）の修短は、定命は天により、堯、舜は大聖、之を守り而して固める能わず。漢、魏は微賤なり、之を拒み而して卻く能わず。今勳戚の子孫をして皆な民を有ち社を有た使めば、易世之後には、將に驕淫自ら恣にして、攻戰して相い殘い、民を害すること尤も深く、守令之迭々^{かわるがわる}居るに若かざる也。」

中書侍郎の**顏師古**は以為く、

「分けて諸子を王にするに若かず、過大なら令める勿かれ、間するに州縣を以てし、雜錯し而して居り、互いに相い維持し、各々其の境を守ら使め、協力同心すれば、京室を扶けるに足らん。為に官寮を置き、皆な省司（尚書省の主者）は選用し、法令之外は、擅に威刑を作すを得ず、朝貢禮儀は、具に條式を為さん。一たび此の制を定めれば、萬代眞い無し。」

十一月，丙辰（52-52+1=1 日），詔す、

「皇家宗室及び勳賢之臣は、宜しく鎮藩部を作し、厥の子孫を貽さ令むべし、大故有るに非ざれば、黜免する或は無し、所司は明らかに條列を為り、等級を定め以て聞すべし。」

■ **新羅** **[鸚鵡と美女を受け取らず]** 丁巳（53-52+1=2 日），林邑は五色の鸚鵡を獻ず、丁卯（3+60-52+1=1 2 日），新羅は美女二人を獻ず。**魏徵**は以為く、

「宜しく受ける可からず」

と。上は喜びて曰く、

「林邑の鸚鵡は猶ほ能く自ら苦寒を言い、其の國に歸らんことを思う、況んや二女は遠く親戚に別れるを乎！」

鸚鵡を並せて、各々使者を付け而して之を歸す。

■ **倭国** 倭國は遣使して入貢し、上は新州刺史の**高表仁**を遣わして節を持して往きて之を撫せしむ。**表仁**は其の王と禮を争い、宣命せず而して還る。

■ 丙子（12+60-52+1=2 1 日），上は園丘に禮す。

■ 十二月，太僕寺丞の**李世南**は党項之地十六州、四十七縣を開く。

■ **[死刑囚の再審制度拡充]** 上は侍臣に謂って曰く、

「朕は死刑の至って重きを以て、故に三たび覆奏せ令む、蓋し之を思うこと詳熟せんと欲する故也。而るに有司は須臾之間、三覆已に訖る。又た、古の人を刑するは、君之が為に樂を徹し膳を減ず。朕の庭には

常設之樂無し、然るに常に之が為に酒肉を啖わず、(11-177p) 但だ未だ著令有らず。又た、百司は獄を斷じ、唯だ律文に據り、情として矜れむ可きに在ると雖も、而るに敢えて法に違わず、其の間豈に能く盡く冤無からん乎！」

丁亥 (23-22+1=2 日)、制す、

「死囚を決する者は、二日中に五たび覆奏し、諸州に下る者は三たび覆奏すべし。刑を行う之日、尚食(尚食局は殿中監に属し、奉御直長有り、御膳を掌る)は酒肉を進める勿く、内教坊(武徳中に禁中に置く)及び太常(太常寺に太樂置・鼓吹置有り)は樂を擧げず。皆な門下をして覆視して。據る有ら令め、法は當に死すべき而も情矜れむ可き者は、狀を録し以て聞すべし。」

是に由りて全活すること甚だ衆し。其の五たび覆奏する者は、決前一二日を以て、決日に至り又た三たび覆奏す。唯だ惡逆を犯す者(隋は十惡の科を立てる。四を惡逆とす。祖父母父母を毆ち及び殺さんと謀り、叔父叔母・姑兄子・外祖父母・夫・夫の祖父母父母を殺す者。唐も之に倣う)は一たび覆奏し而して已む。

■ 己亥 (35-22+1=1 4 日)、朝集使の利州都督の**武士攬**等は復た上表して封禪を請い、許さず。

■ 壬寅 (38-22+1=1 7 日)、上は驪山の温湯に幸す。戊申 (44-22+1=2 3 日)、宮に還る。

■ [太宗は喜怒に因りて賞罰を行わず] 上は執政に謂って曰く、

「朕は常に喜怒に因りて妄りに賞罰を行うを恐れ、故に公等に極諫せんことを欲する。公等も亦た宜しく人の諫めを受けるべし、己之欲する所を以て、人に之を違うを惡む可からず。苟くも自ら諫めを受ける能わざれば、安んぞ能く人を諫めるや？」

■ [康國の内附を受けず] 康國(康居国、一に薩末韃、颯末韃。現・ウズベク共和国サマルカンド)は内附を求める。上は曰く、

「前代の帝王は、好みて絶域を招來し、以て遠きを服する之名を求め、用に無益に而して百姓を糜弊す。今康國は内附し、儻し急難有れば、義に於いて救わざるを得ず。師行くこと萬里、豈に疲勞せざらんや！百姓を勞し以て虚名を取れば、朕は為さざる也。」

遂に受けず。

■ [国を治めるは病気の如し] 侍臣に謂って曰く、

「國を治めるは病を治すが如し、病愈えると雖も、尤(続は猶)も宜しく將護(摂生)すべし、倘し遽に自ら放縱なれば、病は復た作り、則ち救う可からざらん矣。今中國は幸いにも安んじ、四夷は俱に服し、誠に古より希なる所なり、然るに朕は日一日よりも慎み、唯だ終わらざらんを懼れ、故に數々卿が輩に諫争を聞かんと欲す也。」

魏徵は曰く、

「内外治安し、臣は以て喜びと為さず、唯だ陛下の安きに居りて危きを思うを喜ぶ耳。」

■ [罪は煬帝のみにあらず] 上は嘗て侍臣と獄を論じ、魏徵は曰く、

「煬帝の時嘗て盜有りて發し、帝は於土澄をして之を捕え令め、少しく疑似に涉れば、皆な拷訊して服を取り、凡そ二千餘人、帝は悉く之を斬ら令む。大理丞の張元濟は其の多きを怪しみ、試しに其の狀を尋ね、内五人は嘗て盜を為し、餘は皆な平民なり。敢えて執奏せず、盡く之を殺す。」

上は曰く、

「此れ豈に唯だ煬帝の無道ならんや、其の臣も亦た忠を盡さず。君臣此くの如くならば、何ぞ亡びざるを得んや？公等は宜しく之を戒めるべし！」

■ [馮盎は入朝] 是の歲、高州總管の馮盎は入朝す。未だ幾くもなくして、羅寶(寶州は漢の端溪県の地、隋は

瀧州懷徳県と為す。武徳四年に南扶州を置く。貞観六年に名を竇州と更む。州界に羅竇洞有るを以て名とする、現・広東省信宜市西南)の諸洞の獠は反し、**盎**に敕して(11-178p) 部落二萬を帥いて、諸軍の前鋒と為す。獠は數萬人、險要に屯據し、諸軍は進むを得ず。**盎**は弩を持ちて左右に謂って曰く、

「吾の此の矢盡されば、勝負を知るに足る矣。」

七矢を連發し、七人に中たる。獠は皆な走り、因りて兵を縦ちて之に乗り、斬首は千餘級。上は其の功を美とし、前後の賞賜は、數えるに勝る可からず。**盎**の居る所の地は方二千里、奴婢は萬餘人、珍貨は充積す。然るに治は勤明と為り、所部は之を愛す。

新羅新羅王の**真平**は卒し、嗣無く、國人は其の女の**善徳**を立てて王と為す。

令和6年7月15日翻訳開始 12251文字

令和6年7月26日翻訳終了 25199文字